

別表2 8月実施水質検査結果

試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100/ml以下	0/ml
大腸菌	検出されないこと	検出せず
カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満
セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1.06mg/l
フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08mg/l未満
ぼう素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未満
四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.002mg/l未満
ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満
クロロホルム	0.06mg/l以下	0.003mg/l
ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満
ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l
臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.007mg/l
トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満
ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003mg/l
ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未満
ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満
亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01mg/l未満
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未満
銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満
ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	6.7mg/l
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	8.8mg/l
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	26.1mg/l
蒸発残留物	500mg/l以下	56mg/l
陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満
ジエオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未満
2-メチルインソルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未満
非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満
フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満
有機物(TOC)	5mg/l以下	0.70mg/l
pH値	5.8~8.6	7.0
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	1度
濁度	2度以下	0.5度未満

※水質検査結果は全て水質基準内の数値であり飲用水として適しています。

【問い合わせ先】  
町民生活課 ☎七二一九三三

【問い合わせ先】  
町民生活課 ☎七二一九三三

別表1

区分	設置している受水槽・高架水槽等の有効容量の合計が10m <sup>3</sup> を超えるもの	設置している受水槽・高架水槽等の有効容量の合計が5m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> 以下のもの	設置している受水槽・高架水槽等の有効容量の合計が5m <sup>3</sup> 以下のもの
必要な管理の内容	(1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行う。	(1) 同左	(1) 同左
	(2) 水槽の点検、汚染防止措置の実施。	(2) 同左	(2) 同左
	(3) 水の色、濁り、臭い、味、その他異常を認めるときは必要な水質検査を行う。	(3) 同左	(3) 同左
	(4) 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険であることを関係者に周知する。	(4) 同左	(4) 同左
	(5) 管理について、定期的に厚生労働大臣の指定する者の検査を1年以内ごとに1回受ける。	(5) 1年に1回、水質基準に関する省令の表中、定められた10項目の検査を行う。	(5) 1年に1回、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する水質検査及び残留塩素の有無に関する検査を行う。
根拠法令等	水道法	福島県給水施設等条例	福島県飲用井戸等衛生対策要領

## 国民健康保険加入の皆さんへ

これまでの国民健康保険被保険者証の有効期限は、九月三十日までとなっております。十月一日以降に有効な被保険者証については郵送にてお送りしています。これから、医療機関等で受診する際は、今回お送りした被保険者証を医療機関等に提示してください。

なお、有効期限の切れた被保険者証を使用した場合は、医療費の全額(十割)を負担することになりますのでご注意ください。また、有効期限の切れた被保険者証は、公的証書であり、あなたの氏名や住所の記載がありますので、取り扱いに十分ご注意ください。十月末までに役場「窓口」へ返却ください。

## 水道事業からのお知らせ

八月に実施した小野町の水道水の水質検査結果は別表二のとおりです。検査結果は、全て水質基準内の数値となっており、飲用水として十分な安全性を確保しております。

水道水水質検査結果について  
八月に実施した小野町の水道水の水質検査結果は別表二のとおりです。検査結果は、全て水質基準内の数値となっており、飲用水として十分な安全性を確保しております。

## 平成17年度県立高等技術専門学校学生募集

県立高等技術専門学校(愛称テクノカレッジ)では平成17年度の学生募集を行います。  
県立高等技術専門学校は、職業能力開発促進法に基づき、福島県が設置している公共の職業能力開発校で、高等学校を卒業した方を対象に2年間のカリキュラムにより、県内の各企業が求めている実践的な知識と技能を学生に付与し、21世紀の産業界を担うスペシャリストを育てることを目的としています。  
県内には郡山・会津・浜の3つの高等技術専門学校(13科)があります。  
募集内容の詳細は以下のとおりです。

- 応募資格  
高等学校卒業生(含卒業見込者)及びこれと同等以上の学力を有する方です。
- 入学試験  
推薦入学試験と一般入学試験があります。
- 応募書類  
推薦入学試験は、入学願書、調査書、推薦書が必要です。(高等学校卒業見込者に限りません)  
一般入学試験は、高等学校卒業見込者の場合、入学願書と調査書が必要です。  
また、高等学校卒業生等の場合、入学願書、最終学校卒業証明書及び成績証明書、健康診断書が必要です。
- 書類の提出先  
各テクノカレッジまで提出してください。
- 出願期間  
推薦入学試験 平成16年10月1日(金)~10月8日(金)  
一般入学試験 平成16年11月1日(月)~11月15日(月)
- 入学試験  
推薦入学試験 平成16年10月20日(水)「各校共通」  
一般入学試験 平成16年11月30日(火)「会津・浜高等技術専門学校」  
平成16年11月30日(火)・12月1日(水)「郡山高等技術専門学校」
- 場所 各テクノカレッジ  
試験 学科試験及び面接
- 合格発表表  
平成16年12月8日(水)  
※詳しくは、各テクノカレッジまでお問い合わせください。

## 【産業廃棄物処理施設の設置等計画に関するお知らせ】

福島県県中地方振興局に対し、福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成2年福島県告示第338号)第8条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出がありましたので、同条第4項の規定により、お知らせします。  
なお、この件に関する問い合わせは、福島県県中地方振興局にお願いいたします。

- 平成16年8月19日
- 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
東レACE株式会社 代表取締役 城本恵剛  
東京都中央区日本橋本町二丁目4番7号
  - 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区  
田村郡小野町大字谷津作字下中沢1番1
  - 産業廃棄物処理施設等の種類  
がれき類の破砕施設
  - 産業廃棄物処理施設等の処理能力  
24トン毎日
  - その他  
(1) 当該事業者は、上記2の場所で、主に業系サイディングボードの製造及び販売を行っている者ですが、これまで製造に伴い発生する不良品の一部については、今回の申請に係る既存の破砕施設で破砕及び粉砕をして、原料として再生利用しているところでもあります。  
今回、当該事業者は、住宅メーカー等の建設業者に販売した製品について、建設業者が工事等に使用し、端材等の不要になったものを回収し、今回の申請に係る既存の破砕施設で破砕及び粉砕をして、原料として再生利用しようとするものです。  
(2) 福島県では、今後必要な審査を行った上で、当該産業廃棄物処理施設等の設置の可否を決定することとしております。  
(問い合わせ先: 福島県県中地方振興局県環境部環境グループ  
電話: 024-935-1502)

## 10月より改正道路交通法が適用されます

自動車や原動機付自転車の走行中に、携帯電話等を手で持って、通話したり、メールの送信等のために画像を注視した者は、罰則の対象となります。  
**71条5号の5、120条1項11号**  
**5万円以下の罰金**

## 屋外でのごみ焼却は禁止されています

今年8月、国立公園の尾瀬でも問題になりましたが、屋外でのごみ焼却(野焼き)行為は、法律により禁止されています。野焼きは、周辺環境に悪影響を及ぼすだけでなく、火災の原因にもなっています。  
ゴミは、燃やさずに収集所へ出してください。  
【問い合わせ】 町民生活課 ☎72-6933